

十和田市経済支援対策給付金事業に係るQ&A（追加分）

【拡大事業者】

問1 拡大された業種について詳しく教えてください。

- ①市内に店舗・工場等を有し、主たる事業（売上高の最も大きい事業）として日本標準産業分類における『製造業、卸売業、小売業』を営む方
- ②市内に店舗を有し、主たる事業（売上高の最も大きい事業）として日本標準産業分類における次の事業を営む方
- ・月極・賃貸を除く駐車場業（コインパーキング）
 - ・貸衣しょう業、写真業などの生活関連サービス業（レンタル衣装、写真館、カメラ屋など）
 - ・娯楽業（ボウリング場、ゴルフ場、カラオケ、ゲームセンターなど）
 - ・療術業（按摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復など）

問2 添付書類を教えてください。

- 全業種共通の①～③の他、次の書類を添付してください。
- ・許認可の必要な事業者においては、許可証等の写し
 - ・許認可の不要な事業者においては、事業を営むことを証する書類
例) 事業開始届の写し、ホームページやチラシ等でサービス内容を周知している場合はその写し、施設の外観、販売状況等がわかる写真 など
 - ・取扱商品の内容等がわかる資料（製造・販売商品の写真、仕入伝票など）

問3 このほかの業種は対象となりませんか。

- 上記以外にも該当となる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。